

芸能従事者の労災と安全衛生の現況と課題解決の取り組み

森崎めぐみ

俳優 一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事
全国芸能従事者労災保険センター理事長

関連報告

佐藤大和 弁護士・芸能法務研究者

加藤みはる 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

高橋幸美 厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員

Megumi MORISAKI / Yamato SATO / Miharu KATO / Yukimi TAKAHASHI

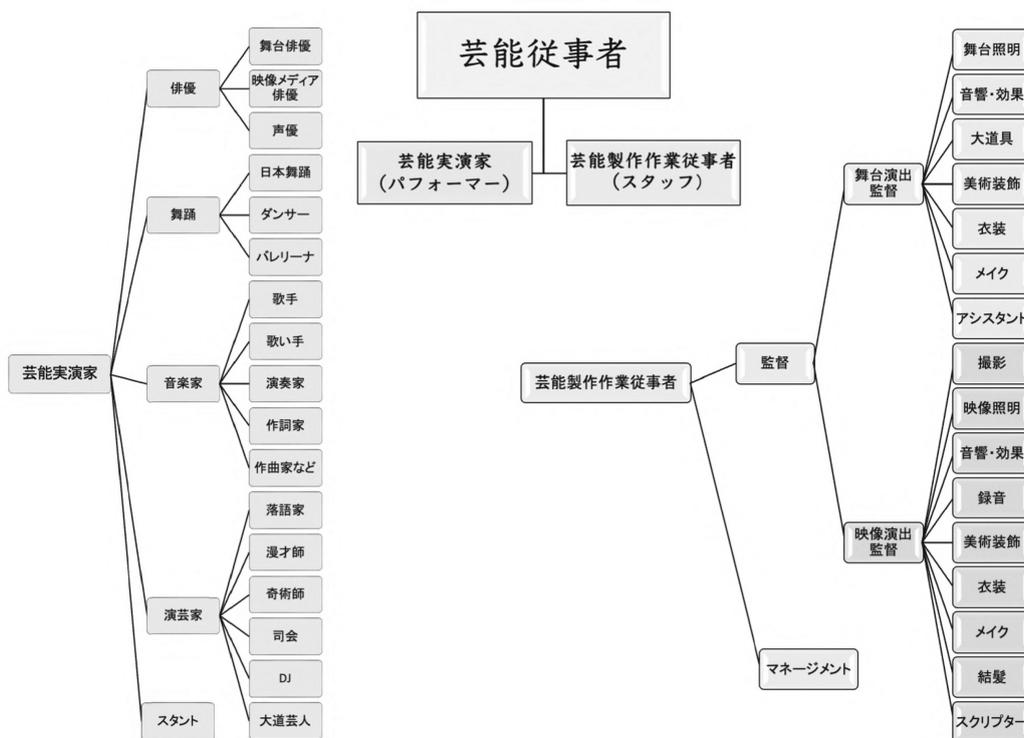
Current Situation of Workplace Injuries and Health and Safety of Arts and Entertainment Workers
and Initiatives to Resolve Issues

はじめに

芸能従事者とは、令和3年4月に施行された労災補償保険法施行規則46条18の6に特別加入の対象として、芸能の作業が追加された時に名付けられた名称である。芸能業界には非常に多くの事故や怪我がある。制作現場では「怪我と弁当は手前持ち」という言い伝えの通り労災補償がなかった。初の法的保護を得られたことで芸能従

事者の生活は一変した。この特別加入労災保険制度は民間団体が加入窓口を担うため、有志の芸能従事者で「全国芸能従事者労災保険センター」を設立した。全国各地の芸能従事者が24時間いつでもオンラインで加入できる、ライフスタイルに合わせた利用しやすいシステムにしている。事故発生時もホームページからダウンロードして事故発生届等を入し社労士とやりとりが出

図表1 芸能従事者分野別作業分類



来るなどの工夫をしている。

本稿では、現在の芸能従事者に起こっている事故状況や就労状況、並びに安全衛生状況の調査結果を参照しつつ、芸能従事者団体や政府の取り組みと法的な背景を検証し、過労死や過労自死を二度と繰り返さないために、遺族の報告から学びを得ようと試みる。

報告・芸能従事者の現況

森崎めぐみ

1. 概要

前述の労災保険法施行規則の改正当時、国勢調査に従ってカウントすると芸能従事者は約21万人数えられた。その後、全国芸能従事者労災保険センターには、69業種の芸能従事者が加入した。

大別すると芸能実演家と呼ばれるパフォーマーとスタッフに分かれる。その各々に、さらに多岐にわたる業種が存在する(図表1 芸能従事

者分野別作業分類)。

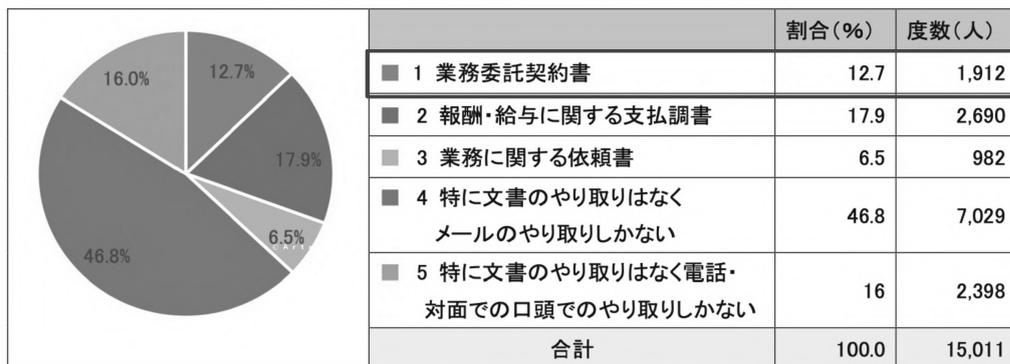
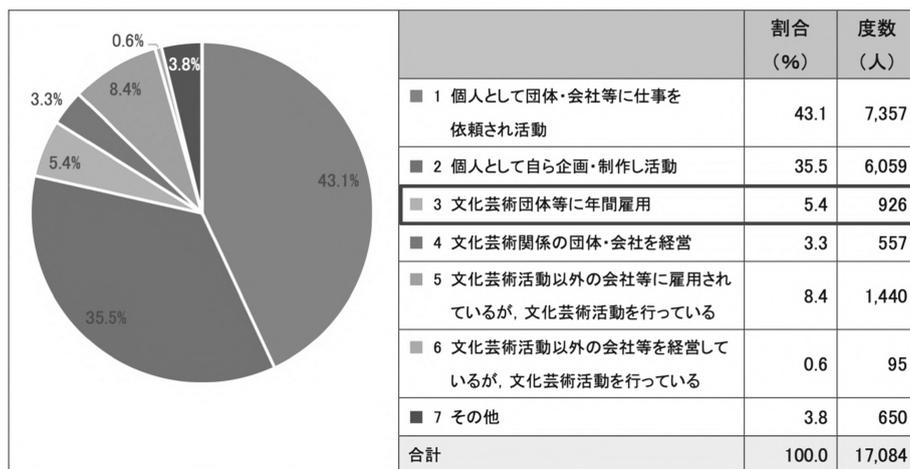
内閣府の調査ではフリーランスは全体で460万人とされているが、芸術・芸能従事者は、そのうち6.3%を占める、士業・弁護士などの士業に分類されている。

一方、文化庁の調べによると、芸術・芸能従事者の94.6%が年間雇用されていない個人事業者である。業務委託契約書は、12.7%の人しか交わしていない¹⁾。つまり約9割が、安全衛生管理者などを定めた契約書なしで働いていると考えられる(図表2 2020年文化庁「文化芸術に携わる人々のアンケート」)。

2. 労災の実態

芸能の作業には労働災害が非常に多い。アクション俳優などが撮影中に自動車事故に遭ったり、屋外のロケ撮影での山や、海での事故、感電事故等がある。劇場やスタジオでは、天井が14メートルの高さがあるため、落下、転落、墜落、

図表2 2020年文化庁「文化芸術に携わる人々のアンケート」



転倒による事故が非常に多い。舞踊家は、骨折やアキレス腱を切るなどの怪我が日常的に起きやすく、職業上の寿命が平均的に短い。スタッフにも同程度度の事故があり、毎日のように仕事場が変わるため、通勤災害も多い。労災保険はこのような実態に沿うように通勤災害や仕事中の移動での事故も、労災保険の対象になっている

(図表3 「フリーランス芸能従事者の労災と安全衛生に関するアンケート2023」)。

3. 個人事業者等の安全衛生状況

全国芸能従事者労災保険センター及び母体法人の日本芸能従事者協会は、自主的に、各年度末に一年間の労災と安全衛生の実態調査をしていた²⁾。

一方、厚生労働省は2022年「個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会」(以下、「検討会」と呼ぶ。)を設置した。その背景は2021年5月に アスベストに被災した一人親方による国賠訴訟の最高裁判決がある。有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、この規定に係る11の省令について、下請け人や、同じ場所で作

Q2. 実演家の方で、仕事の現場で事故に遭い、怪我をしたことはありますか(コロナ感染を含む)
160件の回答



スタッフの方で、仕事の現場で事故に遭い、怪我をしたことはありますか(コロナ感染を含む)
156件の回答



図表3 「フリーランス芸能従事者の労災と安全衛生に関するアンケート2023」

図表4 芸能従事者の就労状況、連絡調整、安全衛生管理

		俳優	音楽	演芸家	落語・寄席芸人	舞踊家	スタンディン	モデル	映像製作スタッフ	美術関連	俳優	音楽	演芸家	落語・寄席芸人	舞踊家	スタンディン	モデル	映像製作スタッフ	美術関連			
		舞台	映像	アクション	歌手	演奏家	寄席	大道芸	舞踊家	美術関連	舞台	映像	アクション	歌手	演奏家	落語・寄席芸人	舞踊家	スタンディン	モデル	映像製作スタッフ	美術関連	
就労状況	(1)個人事業者の割合(約)	1 0	1 0	9 9	1 0	9 9	1 0	9 9	1 0	9 9	4 0	1 0	1 0	9 9	1 0	9 9	1 0	9 9	4 0	1 0	9 9	4 0
	(2)業務の依頼者	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	(3)場所・日時・内容の指示	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	(4)(3)の変更申出の可否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	(5)拘束時間の業務割合(全体を10とした右記の割合)	1 5 4 3	3 4 4 3	2 4 4 1	2 4 4 1	4 0 3 6	5 1 3 2	6 4 3 3	4 1 3 4	1 5 1 2	5 1 2 5	7 9 - -	1 9 -									
調整	事故・災害・健康障害防止のための変更等申出の可否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	作業の危険度	○	○	△	△	×	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	発注側の被災リスク調整	△	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	被災リスク軽減要請の可否	△	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
安全衛生管理	教育研修	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	(2)安全衛生研修の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)危険や健康障害の防止措置の有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
安全衛生管理	発注者による健康確保措置の取組みの有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	発注者による就業時間の把握	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長時間就業自主ルール有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	(5)ストレスチェックの有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	健康診断	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
災害状況把握	災害・健康障害状況の把握	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	被災者からの再発防止策の周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	災害補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被災時の補償の有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※当協会会員及び労災センターの代理員のヒアリングにより平均値を表している
 ※労災対策について、コロナ対策に関しては衛生班を置くなど安全の配慮がある
 ※寄席芸人とは、大神楽・曲芸・落語・寄席・音楽・演劇・漫談・漫遊・講談など
 ※アクション俳優とは、手話通訳などによる観劇やイベントなどのサポート
 ※拘束時間に関して、遠距離・海外への移動時間はこの限りではない
 ※未成年者は児童福祉法に則った就業時間を厳守した働き方をしている
 ※学校での公演は文化庁の指導通りの就業時間を厳守している

業を行う労働者以外の者、つまりフリーランスを含む者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正がされたことがある。

この改正に伴う省令改正について検討会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について、労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきか、注文者・発注者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて検討された。芸能従事者は個人事業者が多い業種として、筆者は、この検討会で労災と安全衛生の調査を発表した(図表4 芸能従事者の就労状況、連絡調整、安全衛生管理)。

3. ハラスメントの心身に与える影響——ハラスメント事例の紹介

3-1. 就労状況

芸能従事者の就労状況の実際では、就業場所や就業日時は仕事依頼時に制作側が指定し、請け負う側の芸能従事者側からの変更依頼はできない。前日に突然依頼されることもある。アンケート結果やヒアリングによると、例えば①指示された撮影場所が犯罪者の自宅で殺害されたモデルの例や、②事前説明なしに福島原発避難区域に連れて行かれ、防具なしに撮影をさせら

れた映像スタッフの事例がある。

3-2. 安全衛生状況

安全衛生の状況は従前から非常に良くない。仕事の現場に専用のトイレがないことがあるが61.7%、膀胱炎になったことがある方が21.3%、仕事場に更衣室がないことがある方が85.2%。トイレがない時、公共のトイレに行った92.9%、更衣室がない時、トイレで着替えたが73.8%。日常的なストレスの負荷が大きすぎるのではないかと懸念される。

過重労働、睡眠時間、労災については、寝不足で困ったことがある83.8%、寝不足が原因で事故や怪我をしたことがある、または見聞きしたことがある50.8%。また、就労している期間の睡眠時間も少なく、6時間未満が59.2%となっており、1日の最長労働時間が8時間以上と回答した者は91%に達する。

3-3. 労災状況

労災は継続的に6割から7割起きている。事故防止のために注意を受けたことがあるが40.9%。安全衛生教育勉強会等を受けたことがあるが26.4%。事故が起きた時などの管理責監督任者についての回答はさまざまであり、多い順に、①プロデューサー、②制作会社、③制作担

図表5 芸能ドライバーの長距離搬入搬出と時間拘束

●全国ツアー工程表

7月																															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
福	福	福	○	会	い	い	○	郡	仙	仙	○	八	八	青	盛	○	旭	旭	札	札	○	函	○	○	○						
島	島	島	会	津	わ	わ	郡	山	台	台	八	八	森	岡	休	川	川	幌	幌	函	館	館	館	館	路	路	路	路	路	路	
								(中)							10:10																
								9:10							18:00																
								18:00																							
福			会		い		郡		仙		八		青	盛		旭		札		函		函		館		館					
島			津		わ		山		台		戸		森	岡		川		幌		館		館		路		路					

●長距離運行情例

大阪の場合 1日目 10時出庫～数件積込(完了時間21:00)～移動
2日目 大阪9時搬入 荷卸完了時間10時

24時間拘束

福岡の場合 1日目 10時出庫～数件積込(完了時間21:00)～移動
2日目 移動
3日目 福岡9時搬入 荷卸完了時間10時

48時間拘束

当、④監督、演出家、⑤テレビ局、映画会社、⑥わからない、⑦マネージャー、⑧スポンサー、⑨クライアント、広告代理店など、その回答数も2割から5割程度であり、事故が起きた時の責任が誰にあるかが明確にされていない場合が多いと考えられる。具体的回答では、長時間にならないルールがある11.6%、徹夜で仕事したことがある66.7%、自殺願望42.7%、仕事上、安全に関して不安に思ったことがある89.9%、だった。不安の内容は、①労働時間78.3%、②ハラスメント57.5%、③危険な作業55.7%、④人間関係54.8%、⑤居場所の環境47.5%、⑥食べ物29.4%、だった。

ハラスメント被害は依然として多い。2年前の調査で、フリーランスをハラスメント防止措置の対象にしたほうがいいとする回答は98.8%であった。これについては今春の国会で、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が採決され、その中にハラスメント防止措置が入った。

4. 芸能ドライバーの2024年問題

2024年度に施行される運転者労働時間規制は、芸能業界にも大きな影響がある。テレビ番組の背景となるセットや大道具は、毎日スタジオに運搬される。イベントや演劇公演には全国ツアーがあり、毎日公演をしては移動することを繰り返し、搬入搬出を含めた作業と運搬移動時間で距離により24時間拘束や48時間拘束されることが当たり前になっている。この対策がいまだにとられていないことは非常に危険な状況と考えられる(図表5 芸能ドライバーの長距離搬入搬出と時間拘束)。

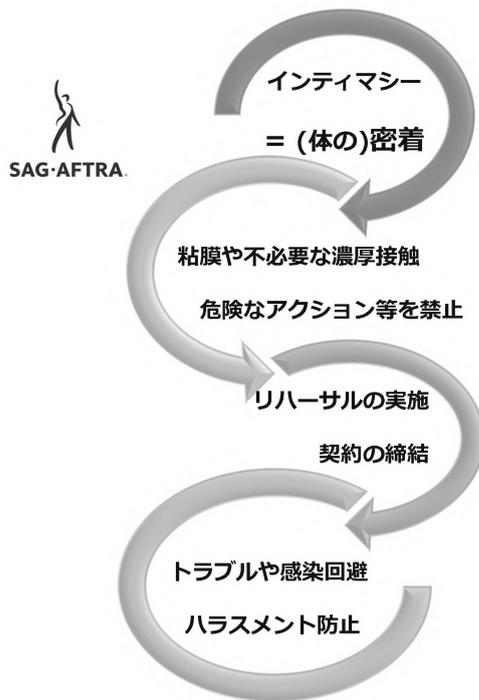
5. 海外の安全衛生対策

一方諸外国では、すでに多くの安全衛生対策が具体的に制度化されている。

5-1. イギリス

イギリスの俳優組合は、心理学者によるスコopingレビューの結果、芸術家のうつ病の発症率が一般の方の約2倍であったと発表している³⁾。その理由には、主に不安定労働をあげており、ワークライフバランスを崩しているとして、

図表6 Intimacy Coordinate system



Equity's Mental Health Charter(メンタル憲章)を掲げた。

5-2. アメリカ

現在、ストライキを実施している俳優の労働組合SAG-AFTRAは「インティマシーコーディネーター制度」を作り、密着のリスクを回避して、演技上で不必要な濃厚接触、粘膜接触を禁止し、出血するような危険なアクションなどを禁止すること、それらの予防のため必ずリハーサルを実施し、安全のための同意形成を通じて、トラブルや感染の防止、ハラスメントの防止に役立っており、このような方法は広くヨーロッパにも浸透している。他方、日本ではこのインティマシーコーディネーターはまだ2人しかいない(図表6 Intimacy Coordinate system)。

6. 日本芸能従事者協会の取り組み

2023年、日本芸能従事者協会には労災保険加入者に加えて全国から個人・未成年・団体会員が集まったことで、会員数が約5万2000名に

達した。そこで会員を対象に設置していた臨床心理士によるメンタルケア相談窓口「芸能従事者こころの119」に加えて産業医を設置し、健康管理支援体制を強化した。安全衛生委員会では、会員が日常的に自主的にできる取り組みとして以下を企画発案し、保健活動を推進している。

6-1. フリーランスの芸能従事者向けのチェックリスト

2023年4月、厚生労働省は労働者向けのストレスチェックと疲労蓄積度自己診断チェックリストを、フリーランスにも使えるように暫定版を作成した。日本芸能従事者協会は、「芸能従事者も使える」と吹き出しを記載した各チェックリストを会員に周知し、大きなイベントなどの機会にその利用を呼びかけている。

6-2. 「さわってほしくないチェックリスト」

ヨーロッパでは、ダンサーが振り付け時に体に触られることから生じるハラスメント対策として、共演者や振付師、演出家に対して、触って欲しくない体の部位を事前に申し出るようにしているという。この対策から想起して、欧米よりも自己主張がしづらい日本の芸能の制作現場でのスムーズ

な意思疎通と、触られることから発生するハラスメントの防止を目的として、日本芸能従事者協会は「さわってほしくないチェックリスト」を作成した。

チェックする内容は、例えばモデル、俳優、などの演者が、「おへその横に火傷の跡があるので、写す場合は相談させてください」「キスシーンがある場合は、事前にマネージャーに言ってください」などを書き込みます。おそらく演出をする舞台演出家や映画監督、プロデューサーなどこういった聞きづらいことが本人から言葉にして書いてもらえると対応がしやすく、後々トラブルになった時にも事後確認がしやすいと考えられる(図表7 さわってほしくないチェックリスト)。

関連報告

報告1. 過重労働が起きる法的な背景

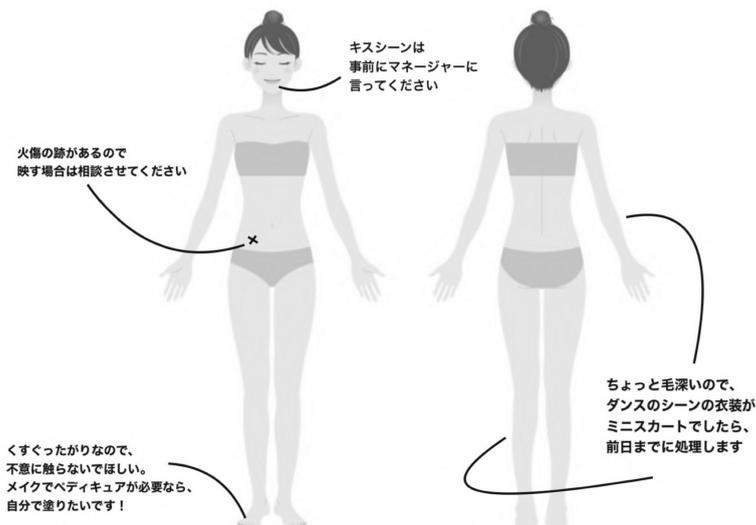
佐藤大和

1. はじめに

まず、報告者は、俳優、アイドル、芸人、アーティストなど芸能人(以下、「芸能実演家ら」という。)やエンターテインメント業界に従事する方々(以下、総称して、「芸能従事者ら」という。)の権

図表7 さわってほしくないチェックリスト

日本芸能従事者協会オリジナル さわってほしくないチェックリスト



利問題を主に扱い、研究をしている弁護士で、これまで多くの芸能従事者らから法律相談を受け、訴訟も担当している者である。また、令和3年から令和4年には、文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」委員も務めた。

芸能従事者らの過重労働は、「芸術、芸能、文化」等という言葉で隠れ蓑にし、また芸能実演家らについては「有名税」という言葉で誤魔化され、長年にわたり放置されてきた非常に深刻な問題である。

本報告では、主に、芸能実演家らの過重労働（便宜的に「労働」という言葉を使用しているが、必ずしも「労働者」を前提としているわけではない。以下、同様とする。）、過重労働の実態・背景に関わる裁判例を通じて報告する。

2. 芸能実演家らの労働者性に関する最近の裁判例

2-1. Hプロジェクト事件（東京高裁令和4年2月16日）

本件は、アイドルグループのメンバーとして活動していた16歳のアイドルの労働基準法上の労働者性が争われた事件であるが、「諾否の自由を有していたというべきであり、被告に従属して労務を提供していたとはいえず、労働基準法上の労働者であったと認めることはできないというべきである。」として、労働者性が否定された。

なお、水町勇一郎教授は、一審判決に対して、「諾否の自由があることのみを重視して労働者性を否定している本判決の判断は、これまでの判例・裁判例の枠組みを逸脱している。さらに、この判断を敷衍すると、①例えば勤務シフト決定の際に労働者の希望を聞いている一般の事案や常用型派遣で派遣先を決定する際に派遣労働者の意向を聞いている事案で労働者性が否定されることになりかねない、②プラットフォーム型就業者についてアプリに接続する時間を決定する自由が就業者にある（その意味で諾否の自由がある）としても労働者性は肯定されるとする近時の国際的潮流（例えばフランスの2020年3月4日Uber事件、破毀院判決、Pourvoin⁹ 19-13. 316；イギリスの2021年2月

19日Uber事件最高裁判決[2021]UKSC5等）に逆行する、③年少者が学業や体調等を理由に仕事を休むことを認めることで労働者性が否定され年少者保護規制等が及ばなくなるとすると政策的にも深刻な事態を生む、という理論的・政策的な問題点も内包している。」等と厳しく評し⁹⁾、その他にも多くの学者や実務家から、批判がなされている。

2-2. ファーストシンク事件（大阪地判令和5年4月21日）

本件は、前記1と同様に、アイドルグループのメンバーとして活動していたアイドルの労働基準法上の労働者性が争われた事件であるが、前記1と異なり、「X(アイドル)は、Y(芸能事務所)の指揮監督の下、時間的場所的拘束を受けつつ業務内容について諾否の自由のないまま、定められた業務の提供しており、その労務に対する対償として給与の支払いを受けており、・・・X(アイドル)の労働者性が認められる。」(括弧内は、報告者による補足である。)と判示した。

2-3. 小括

以上のとおり、現状、芸能実演家らに関して、労働者性を認める裁判例は分かれているところ、日本では、個人事業主として、発注者と契約をしている場合には、労働者ではないことから、労働法令の適用を前提とする扱いを受けておらず、また、個人事業主の働き方を保護する法律はない。今年、いわゆる「フリーランス新法」も成立したが、フリーランス新法では、フリーランスの就業環境の整備に関する定めはあるものの、過重労働に対する影響力は限定的であると考えられる。

3. 芸能実演家らの過重労働、ハラスメントに関する裁判例

3-1. Hプロジェクト事件（東京高裁令和4年12月21日）

本件は、アイドルグループのメンバーとして活動していた16歳のアイドルが自死した件について、芸能事務所側の責任が争点になった事例である。具体的には、当時、16歳だったアイドルが

過重労働であったか、芸能事務所の社長A氏が、当該アイドルに「(芸能事務所を)辞めるなら1億円を支払え」と言ったか等が争点になった。判決では、A氏が当該アイドルに対して辞めるなら1億円を支払えという発言をしたとは認められない、当該アイドルがグループでの活動により正常な認識等が著しく阻害される精神状態に追い込まれるほど強い精神的負荷がかかったとは認められない等と判示し、当該アイドルの自死について、芸能事務所に責任がないとされた。

なお、報告者としては、本判決では、アイドルという仕事の特殊性、当該アイドルの年齢、グループのメンバーだった者の発言等について十分に検討されていないこと、医師の「芸能活動に起因した精神疾患が認められる」等といった意見書が複数提出されているにもかかわらず、当該各医師の意見等が全く考慮されていないこと等から、大きく疑問が残る判決であると考えられる。

3-2. FEST VAINQUEUR事件(東京高裁令和5年3月29日)

本判決は、ヴィジュアル系ロックバンドとして活動していたグループが、芸能事務所の退所後の活動をしなかったことについて「やむを得ない事由」(民法651条2項ただし書)があったか否かが争点になった事例である。具体的には、当時、当該グループのメンバーが、芸能事務所の社長B氏から、「殺すぞ」等と言われ、また、B氏は、当該グループが、マネジメント契約の解除を申し入れた際には、当該グループに関し、「2時間あれば潰せる」「音楽できないようにやる」等といった発言をしたところ、これらの事情が「やむを得ない事由」に該当するかが争点になった。判決では、「原告代表者の言動は、言葉遣いの一部に居丈高で不穏当・不適切なものが見受けられるもの」としつつも、「指導・注意として違法なものまでとはいえない。」等として、「やむを得ない事由」に該当しないと判断した。

3-3. 小括

現在、大手芸能事務所であるジャニーズ事務所における所属タレントに対する性加害の報道等のおり、芸能業界の在り方が問題になってい

る。そして、このジャニーズ事務所の報道を受けて、映画監督で漫才師、俳優の北野武氏(ビートたけし氏)は、令和5年5月26日、「(公平な)契約を結ぶより、タレントを奴隷のように扱ってきた。それは今でも続いている」「タレントの収入が搾取されている。最近、そういった過去の古い制度的慣習やその他の問題が、明るみに出ている」と発言し、日本の芸能界の問題を指摘している。

しかし、上記の各判決から、司法における芸能実演家らに対する人権意識は低いと言わざるを得ず、この点は、先般、国連人権理事会の専門家が「裁判官の認識が低い」と痛烈に批判したとおりであるといえる。

4. 芸能実演家らの権利関係に関する最近の裁判例

4-1. FEST VAINQUEUR事件(知的財産高裁令和4年12月26日)

本判決は、ヴィジュアル系ロックバンドとして活動していたグループに対する、マネジメント契約終了後の芸能事務所による各行為が妨害行為(不法行為)に該当するかどうか争われた事例であるが、本判決では、本件グループ名に係るパブリシティ権について、アーティストグループの各メンバーに認められると判示した上で、「パブリシティ権は人格権に基づく権利であって一審被告会社に譲渡できるとは考え難い」とパブリシティ権の譲渡性について判断し、氏名表示権についても、実演家人格権として、同様に芸能事務所側に帰属することはないと判断した。また、本判決では、次に、いわゆるマネジメント契約における契約終了後の競業禁止義務条項に基づく「6か月間の実演の制限」について、「本件条項による制約に合理性がない場合には本件条項は公序良俗に反し無効と解すべき」とした上で、「本件条項による制約には何ら合理性がないというほかないから、本件条項は公序良俗に違反し無効である」と判示した。

一般的に、文化芸術分野、特に芸能分野では、芸能実演家らと芸能事務所との間のマネジメント契約書において、契約終了後の競業禁止義務に関する条項が設けられることがあり、そうし

た条項が設けられる理由として、マネジメント事務所からは先行投資回収の必要性が主張されるが、この点について、「本件条項により一審原告らの実演活動を制約したとしても、それによって一審被告会社に利益が生じて先行投資回収という目的が達成されるなどということはなく、本件条項による一審原告らの活動の制約と一審被告会社の先行投資回収には何ら関係がないというほかない」と判示した上で、マネジメント事務所が実演家に対して競業避止義務を課すことに関して合理性がないと判断した。

4-2. 芸名使用差止請求事件(東京地裁令和4年12月8日)

本判決は、芸能活動をしていたアーティストと芸能事務所との間の係争であるが、主に、芸名の帰属について争点になった事例である。本判決では、芸名に係るパブリシティ権の帰属先等について、当該アーティストに、芸名に係るパブリシティ権が認められるというべきとし、マネジメント契約書におけるパブリシティ権の制限に係る部分は、芸能事務所による「投下資本の回収という目的があることを考慮しても、適切な代償措置もなく、合理的な範囲を超えて、被告の利益を制約するものであるというべきであるから、社会的相当性を欠き、公序良俗に反するものとして無効」と判断した。

4-3. 小括

各裁判例の事案のように、芸能実演家らと芸能事務所との間のマネジメント契約では、芸能事務所に対して知的財産等に関する権利を一方的に帰属させるとする条項、役務提供等に対して十分な対価(出演料や二次使用料等を含め)を得られない条項、著作者人格権、実演家人格権等の包括的不行使特約、契約終了後の競業避止条項、芸名使用禁止の条項、不当な違約金条項など契約終了後の活動を制限する条項が盛り込まれることが多い。そして、このような不合理な契約内容が、芸能実演家らの生活を不安定にさせ、過重労働の一つの要因になっていると考える。特に、競業避止義務の場合には、芸能実演家らが、何ら芸能活動を行うことができなく

なるため、その生活に対する影響は非常に大きい。

5. 文化芸術分野における児童の保護

日本の演劇子役等の夜間の就労可能時間は、「規制改革・民間開放推進三か年計画」に関する平成16年3月19日の閣議決定を受け、従前の午後8時から午後9時までに延長されたが、同閣議決定では、就労可能時間の延長に当たり「健康、福祉等への影響に留意すること」を求めており、演劇子役等の就労に当たっては保護と配慮を重視した取組みを行うよう注意が促されている。

他方で、諸外国の労働保護法制を見ると、例えば、ニューヨーク州では、日本とは異なり、法的保護を与え、文化芸術分野に従事する児童の健康を維持し、教育面に配慮し、福祉面の向上を図り、演劇子役等の年齢に応じて労働時間等を規制している。また、実際の就労時間の上限は、演目の内容、児童の年齢や健康・精神状態、児童の意向等を総合的に考慮して、許可を行う機関がケースバイケースで決定したり、「休息期間」という考え方を導入している国もある。

また、実際の就労時間の上限は、演目の内容、児童の年齢や健康・精神状態、児童の意向等を総合的に考慮して、許可を行う機関がケースバイケースで決定している。そして、「休息期間」という考え方も導入している。

このように、諸外国では、文化芸術分野に従事する児童を手厚く保護している他方で、日本では、現在においても、労働者か否かも含めて極めて曖昧なままになっており、労力の搾取とも評価できる実態が続いている。このため、海外からは「奴隷契約」と揶揄されることもある。最近では、大手芸能事務所の一つであるジャニーズ事務所における性加害の問題も明らかになったが、これも日本の法規制の遅れに起因するものである。

6. 最後に

今年の本報告では、裁判例の報告を中心にしたが、芸能実演家らの過重労働に関しては、非常に多くの問題が内在していることもあり、長年

にわたり放置されてきている。しかし、ここ数年、エンターテインメント業界の問題が、社会問題化している中、直ちに実態を調査し、芸能従事者らを保護するための立法も含めて、多角的に解決をしていかなければならない問題であることは明らかである。

日本のエンターテインメント分野の働き方改革は、海外のそれと比べて、その差が広がる一方であり、このような状況が芸能従事者らの過重労働を招き、そして、それは、今後の日本のエンターテインメント文化の衰退や停滞化を招くことに繋がるだろう。

報告2. 二度と繰り返さないために:アスベスト被災遺されたものの気持ち

加藤みはる

夫の加藤大善は1970年代に劇団に所属し、俳優とスタッフの業務をしていた。2014年の健康診断で、肩甲骨あたりの違和感を訴えた。CT検査の結果、左肺に少し水が溜まっていた。翌月にはCTの結果から再検査をし、アスベストと肺がんの疑いが認められた。翌年、アスベストによる肺の中皮腫が認められた。

加藤は、地方巡演時、移動のため、毎日4トントラックに積み荷の作業をしていた。劇場の設営まで担当し、照明器具の取り付けのため天井ボードに穴を開けワイヤーを通していった。さらに吸音効果を高めるため、石綿が塗り込まれた緞帳や幕を釣り上げる作業をしていた。

旅公演では、ほとんどの会場で屋根裏や天井などにあるむき出しの鉄にアスベストが吹きつけられていたと考えられ、また、不燃性防炎加工の施された幕にアスベスト繊維が使われていた可能性もある。

加藤は、劇団で6年間活動していた時に被災し、40年以上経った2015年に発症したと考えられるが、私は「元気だった主人がまさかアスベストに被災するとは思わなかった」と当時の思いを反芻する。

2017年、私は、加藤の死後に、劇団のあった池袋の労基署に行った。アスベストによる労災申請をしたが、職員から「俳優は労働者といえますかね」と笑われたのがとても悔しかった。その後、

共に活動していた劇団員の証言から、加藤は労災認定を受けることができた。

私は、現在はアスベスト患者と家族の会に所属し、イギリスや韓国などの海外視察を経て、特效薬の利用ができるように政府に働きかけをしている。今、世界で問題になっているのは学校に残るアスベストであることを知った。

塗り込められているとはいえ、いまだに除去されていない学校の天井や壁からアスベストが漏れ、被災者が出ている。

市町村の教育委員会に訴え、全校の点検を実施させた。国に対しても、学校のアスベストを除去をするよう働きかけていきたい。

(代筆:森崎めぐみ)

報告3. 二度と繰り返さないために:電通事件

8年前、広告代理店・電通で過重労働をさせられていた高橋まつりさんは、1ヵ月106時間50分にも及ぶ時間外労働をされ、ハラスメントを受けたことなど、睡眠障害、興味と喜びの喪失などの精神疾患を発病されたことで「うつ病」と認められ、労災認定された。電通は、違法残業をさせたとして労働基準法違反の罪に問われ、起訴処分になり有罪判決になった。

その時、電通は遺族の合意書に基づいて、会社が同じ過ちを繰り返さないための10項目の提言をした。

その1 適正な業務量と適正な人員配置

その2 新入社員を疲弊させる懇親会・反省会を廃止するか、また抜本的に改善すること

その3 パワハラ、セクハラを生む土壌をなくすこと

その4 電通、独特の社風の問題点を洗い出し、改善すること

その5 健康管理の抜本的改善を

その6 時間短縮により労働能率の向上を図ること

その7 広告業界等サービス産業の過重労働を改善のために

その8 CSRは足元の遵法精神から

その9 CSR (2)健康経営の実現を

その10 国民の健康増進に資する広告業務、コンテンツ業務を

遺されたものの気持ち

高橋幸美

1. 現在の思い

娘が亡くなった当時は頭の中が真っ白で、はっきり覚えていないこともあります。ただ娘が亡くなった原因は仕事にある。過労死だと思っていました。娘のスマートフォンのロックの解除ができて、先輩や同僚とのやり取りを見たときには強く確信しました。

川人弁護士につながったのが2月で、労災申請したのが、4月の終わりです。9月に労災認定されました。娘の無念を晴らすため無我夢中でした。労災認定の記者会見をしてからは、予想外の世の中の働く人の共感と、SNSでの反応、思いがけない過熱報道がありました。労働局の電通への強制捜査、公開での裁判、電通の有罪判決、政府は働き方改革関連法案の成立と、日本から長時間労働やハラスメントがなくなり労働環境の改善が行われるのではないかと期待しました。

当時私個人ができたことは電通との交渉において会社の労働環境を改善をして、二度と娘のような思いをする人をなくすことでした。民事の交渉の中で1年に1度以上、労働環境の改善報告会を行うこととしました。期限を限定することなく行うことにこだわりました。私は何歳まで生きられるかわかりませんが、1991年に電通事件の大嶋一郎さんが亡くなり、2000年の最高裁判決の後、再発防止を誓ったにもかかわらず、長時間労働や残業隠し、ハラスメントはなくなっておらず、娘や多くの社員が犠牲になったからです。

現在まで毎年12月に電通本社で電通グループの労働環境改善報告会を行っています。この8年間娘の同じ苦しみで働く人の力になりたいと考え、取材に応じ、SNSで発信して過労死防止活動をしてきました。辛くても途中で投げ出すことはできないと感じています。これからも娘が遺した使命だと感じ、微力ながら力を尽くしたいと思います。でもずっと自分の悲しみに向き合うことができていると感じる時があります。大切な子供を失った者は決して心が癒えることはなく生きていかなければならないと感じています。

2. 今現在の、まつりさんへの思い

娘はずっと生きているような気がしています。生きていて欲しいと言う思いが強いのからなのか？亡くなったという現実を受け入れたくないのかもしれない。まつりのおどけたしぐさやジョークを言っていたこと。富士山や北アルプスや南アルプス、屋久島の山と一緒に登ったことを思い出します。就職した年にはマレーシアのキナバル山に登ろうと話していたけど実現できませんでした。

先日偶然、娘のGoogleドライブに就職活動のエントリーシートが保存してあるホルダーを見つけました。亡くなって8年、娘の生きた証をみつけると愛おしくてたまりません。生きていたら31歳に。娘には穏やかな普通の幸せな人生を送って欲しかったです。まつりが愛しくてなりません。娘のいない世界で生きるのは辛すぎます。愛する子供を失うことは決して乗り越えることはできません。昨年、私はがんが見つかり、手術を受け、抗がん剤治療を受けるという選択をしました。

生きるのが辛い、娘の後を追いたいと何度も思いましたが、生きる選択をしました。私が生きているかぎり娘の思い出は消えないから。娘の思い出とともにがんばって生きていきます。

3. 現在の活動

2014年の過労死防止基本法に基づき設置されている、厚生労働省の過労死等防止対策推進協議会の当事者代表として遺族の立場から過労死防止の重要性を訴えています。時間外労働の削減、勤務間インターバル制度の導入、ハラスメントの禁止、事業所への監督指導の強化など、実効性のある具体的な国や会社や労働組合への過労死防止の取り組みをお願いしています。毎年11月の過労死等防止対策月間では各会場で娘の体験をお話しています。子供たちへの啓発授業として、これから社会で働くこととなる高校生、大学生に健康に働くことの重要性と生き生きと働くためには働くことのルールを知って過労死から身を守って欲しいとお話しています。

4. 現在のメディア・芸能分野の過重労働に対して

報道、新聞、出版、広告、メディア、芸術、芸能分野では8時間労働が守られていなかったり、みなし労働制になっていたり、雇用関係が結ばれていなかったり、無理な条件でも断ることができず、昼夜を問わず働く状況が続いています。ハラスメントも多く、人権が守られず、健康的な生活を送ることができていないと感じています。制作サイドで働く人も同様です。業界が違っても、同じように改善して欲しいです。

実際には現在に至って、多くの企業では時間外労働の規制を守り働き方の改善が行われていると思います。しかし、精神疾患での労働災害の申請は増加しています。過労死をなくすという目標は遠く、過労死の犠牲者がどれほどいようが、働く人を救うことができないということ。娘の死は風化していき、死は無駄になったと無念でなりません。死んでしまっただけは何も変えられない。私たちは生きて世の中を変えていかなければなりません。2024年から時間外労働の削減が猶予になっていた運送、建設、医療でも不十分ではありますが、対策が講じられることになっています。遺族としては過労死の犠牲者がなくなっていない現状では過労死防止は一刻を争う事態だと思います。国の政策も人の意識が変わるのも遅すぎる。過労死問題の風化は絶対にあってはけません。どんな人でも人権が守られ、心理的安全性が守られ生き生きと働き人生を送ることができる世の中に、今生きている私たちが変えていかなければならないと思います。

(代筆:森崎めぐみ)

終わりに

2018年から5年半の間に、著名な俳優、タレント、アイドルなどの芸能従事者の自殺報道は19件あった。没年齢の統計を取ると20代が31.6%、30代が26.3%で、若年層が多い。

2023年7月、国連のビジネスと人権の作業部会が来日し、芸能業界を含む当事者の聴聞を実施した。ミッション終了後の声明⁴⁾には「過労死を生む残業文化」の存在を認め、エンターテインメント業界に関して「この業界の搾取的な労働条件は、労働者に対する労働法による保護や、ハラスメントの明確な法的定義の欠如と相まって、性的な暴力やハラスメントを不問に付す文化を作り出しています」と記載した。

この国連の訪日調査によるステートメントや、遺族の方々の思いを受け止めて、1日も早く過労死が起こらない芸能業界に改善するべきだと、私たちは警鐘を鳴らしたい。

注

1. 「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」調査主体:文化庁文化経済・国際課調査期間:令和2(2020)年9月30日～10月13日 調査対象:文学,音楽,美術・写真・デザイン,演劇・舞踊,メディア芸術,伝統芸能,大衆芸能,生活文化・国民娯楽などの分野の活動に関わる芸術家,実演家,教授・指導者,制作・技術スタッフ 手法:文化庁ホームページ上のオンラインフォームおよびLINアンケート効回答17,196件
2. 「フリーランス芸能従事者の労災と安全衛生に関するアンケート2023」調査主体:一般社団法人日本芸能従事者協会/全国芸能従事者労災保険センター 調査対象:フリーランスであらゆる芸能に従事している方 調査方法:インターネット(245回答) 調査期間:令和5年2月17日～5月31日 調査対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日
3. Equity global scoping review of factors related to poor mental health and wellbeing within the performing arts sectors, DR LUCIE CLEMENTS, MAY 2022
4. 2023年8月4日 国連ビジネスと人権の作業部会訪日調査、2023年7月24日～8月4日 ミッション終了ステートメント
5. 「アイドルの活動参加への『諾否の自由』と『労働者』性」有斐閣、ジュリスト1565号(2021年)5頁)